

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [職員団体の結成・解散・加入・脱退](#)

### 労働組合

### 労働者福祉・共済

### 一般教養

[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

## 職員団体の結成・解散・加入・脱退

### 職員団体の結成・解散、加入・脱退

職員団体の結成・解散、加入・脱退は職員の自由に委ねられています。（国公法108条の3第3項、地公法52条3項）これは、いわゆる※オープン・ショップ制を法の上で定めたことを意味しています。したがって、※クローズド・ショップ制あるいは※ユニオン・ショップ制は公務員に適用されません。

職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことのもつて不利益な取扱を受けることはありません。（国公法108条の7、地公法56条）この不利益取り扱い禁止に違反して不利益な取り扱いがなされた場合、それが行政処分であるときは、不利益処分に関する不服申し立てができます。また、行政処分の形をとらないときは、勤務条件に関する措置の要求ができます。

#### ※オープン・ショップ制

使用者が雇用する労働者に対し、特に労働組合員であることを雇用条件にするといったことを決めていないものです。基本的に労働組合員とそうでない者との労働条件等の処遇の違いはありません。日本では、公務員が組織する職員団体については、国家公務員法や地方公務員法などでオープン・ショップでなければならないとされています。

#### ※クローズド・ショップ制

使用者が雇用する労働者は労働組合員から雇用しなければならないとする制度で、労働者が組合員である資格を失った時、使用者はその労働者を解雇することになります。この制度は産業別労働組合が存在する国々に見られますが、日本では見られません。

#### ※ユニオン・ショップ制

使用者が労働者を雇用する時は、労働組合員であってもそうでなくても構わないが、雇用された労働者は一定期間内に労働組合員にならなければならないとする制度で、一定期間内に労働組合員にならなかったり、組合員である資格を失ったりした時は、使用者はその労働者を解雇することになります。日本の大手企業に存在する主な労働組合に見られます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

